

## 第 218 回定例会 ご質問への回答

令和 3 年 8 月 4 日  
刈羽村総務課

### ■三井田副会長

- ①原子力災害に備える事が副次的に自然災害対応力にプラスになることはないのか？立地地域であるが故のプラス面（ハード・ソフト両面）  
②質問①に対して具体例あれば是非教えてください。

### （回答）

原子力災害への備えが自然災害対応力にプラスになることはいくつかあり、具体的には主に以下の事がハード面・ソフト面としてそれぞれあります。

#### 【ハード面】

- ・避難道路として拡幅や改良工事で整備することにより、災害に強い道路整備ができています。

#### 【ソフト面】

- ・原子力防災リーダー研修等、啓発事業を行うことにより、防災リーダーの育成を図ることができる。
- ・知識の普及や啓発、原子力防災訓練を通じて、住民や職員一人ひとりがどう対応するか、どう対応できるか自覚を持ち、災害時への対応力が高まる。

## 第 218 回定例会 ご質問への回答

令和 3 年 8 月 4 日

刈羽村総務課

### ■ 竹内委員

1, 自然災害が原因で原子力発電所の事故が起きる複合災害の場合には、地震や豪雨土砂災害などの自然災害に対する喫緊の避難行動を、被ばく回避に優先させなければなりません。また、地震や台風などでは家屋の損傷が予測され、屋内退避をしても被ばくを低減できない状況になることも考えられます。被ばくを前提としていても実現可能な行動計画ができれば、「実効性のある避難計画」とされてしまうのでしょうか。

#### (回答)

村の避難に関する計画については、国の原子力災害対策指針や県の避難計画を踏まえて策定しており、原子力災害時における住民の皆さんの被ばくの考え方については、県と同じく、健康に影響のないようとどめるという考え方により策定しております。

### 2, 要配慮者の避難について

#### (1) 施設入所者等について

② 認知症の方がいる特別養護老人ホームや重度知的障害のある方がいる障がい者福祉施設、特別支援学校では、いつもよりも狭い空間に大勢で長時間いること自体がストレスとなり、不穏の原因になると思われれます。これらの施設などから「対応は困難」との声は上がってないのでしょうか。

#### (回答)

関係者の方から「対応は困難」との声は聞いておりません。要配慮者の避難につきましても、心身に負担なく避難できるよう各施設で避難計画を策定しておりますが、今後、施設からのご意見やご相談等あれば、よりよい避難ができるよう対応して参ります。

2, (1)

③PAZには、4~12人の障がい者などが共同生活を送る、いわゆるグループホームが10カ所あり、中には常時職員がいるわけではないというホームもあります。また、宿泊機能も持つ小規模多機能介護施設が3カ所あります。夜間の職員体制が0~1人のこれらのホームでは、夜間に警戒事態となった場合、どのような体制をとる予定なのでしょうか。また外部からの支援の予定はあるのでしょうか。

(回答)

各施設でそれぞれ設けている避難計画に基づいた夜間対応となり、可能な範囲で職員が入所者を避難させることになっております。ただ、各施設で対応が困難な場合は、要請により県や関係機関と調整し、対応いたします。

2, (1)

④柏崎市の防災ガイドブック p.15、刈羽村地域防災計画 p.80では、避難により健康のリスクが高まる場合は近くの放射線防護施設に移動とありますが、③の方たちも対象になりますか。対象となる場合には、放射線防護施設でどの程度受け入れる余裕があるのかも教えてください。

(回答)

利用者の身体状況などを基に、避難が可能か放射線防護施設への移動かの判断となります。なお、避難により健康リスクが高まる方の人数もおおよそ把握をしており、その人数を踏まえましても、余裕はあると考えています。

2, (1)

⑤PAZには介護や福祉の通所施設も14カ所あるとのことですが、これらの施設では避難の際には家族が迎えに来るのが前提なのでしょうか。PAZへの避難指示後だけでなく、一時移転指示が出た後も病院や福祉施設、学校などで業務に当たり続けなければならない人がかなり多くいることを考えると、児童生徒の迎え同様、仕事をしている家族が迎えに行くということは現実的ではないのでしょうか。

(回答)

県の回答のとおり、通所型の社会福祉施設においては、原子力災害時に、利用者をご家族等へ引き渡すことを想定していますが、各施設で対応が困難な場合は、防災関係機関の協力を得て、避難の支援を行います。

2, (3) 在宅避難行動要配慮者について

- ①在宅の避難行動要配慮者を把握して避難を支援することは、日ごろそこに暮らしている人や土地勘があるひとでないと難しいと思われます。在宅の避難行動要配慮者の避難を支援するのは町内会や民生委員、地元の消防団なのでしょうか。

(回答)

在宅の避難行動要支援者の避難が近隣住民、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員等の呼びかけや介助のもとで円滑に実施できるよう、県の助言のもと、避難行動要支援者避難支援計画等の整備に努め、避難行動要支援者をはじめとする要配慮者の避難支援体制を整備していきます。

また、要配慮者と近隣住民の共助意識の向上の促進を図り、地域における共助意識の醸成を図ってまいりたいと考えております。

2, (3)

- ②町内会などの互助組織に対してどこまで配慮者への避難支援を求めるのか、健康被害があった場合はどのように補償していくのか整理して頂きたい。

(回答)

避難支援については、放射線による健康被害等ないように、無理のない可能な範囲での支援にとどめていただき、防災機関等に対応にあたることとなります。